

ディアカコニア



主よ、助けてください

牧師 森 史子

「ところが、舟はすでに陸から何^{なん}スタディオンか離れており、逆風のために波に悩まされていた。夜が明ける頃、イエスは湖の上を歩いて弟子たちのところに行かれた。弟子たちは、イエスが湖上を歩いておられるのを見て、『幽霊だ』と言っておびえ、恐怖のあまり叫び声を上げた。イエスはすぐ彼らに声をかけ、『安心しなさい。私だ。恐れることはない』と言われた。すると、ペトロが答えた。『主よ、あなたでしたら、私に命令して、水の上を歩いて御もとに行かせてください。』イエスが『来なさい』と言われたので、ペトロは舟から降りて水の上を歩き、イエスの方へ進んだ。しかし、風を見て怖くなり、沈みかけたので、『主よ、助けてください』と叫んだ。イエスはすぐに手を伸ばして捕まえ、『信仰の薄い者よ、なぜ疑ったのか』と言われた。」

(マタイによる福音書14章24～31節)

令和6年は新年早々、能登半島地震、そして羽田空港での事故と大惨事が続きました。2か月経った現在、被害の大きさ、復興への影響等が分かってきました。現在までに250人近い方が亡くなり、その6倍近い負傷者が居られます。7万戸を超える住宅が被害を受け、避難所には未だ多くの人が身を寄せています。

震災で亡くなられた方の魂の平安を、心からお祈り致します。

そして、悲しみの中に居られる皆さまに主の慰めと励ましが、豊かにありますようにお祈りしております。

私たちは神を信じています。神が共にいてくださることも、全知全能な方であることも信じています。しかし、私たちのいる社会ではひどい事件や信じ難い出来事が、次々と起こります。それぞれの人生でも試練に遭うことも、困難な問題に苦しむこともあります。そんな時、私たちは自分があまりに無力であることを知られることがあります。私たちには

信仰があるはずですが、不安や心配な思いが消えないのです。

マタイによる福音書14章24節には、強風と高波に揉まれる舟について記されています。この舟にはイエスの弟子たちが乗っていました。激しい嵐の中、今にも転覆しそうな舟にしがみつく弟子たちの姿が、目に浮かびます。湖の上でなす術もなく、命の危険も感じたことでしょう。

その時、湖上を歩いて来られる主イエスを見て「幽霊だ」と思い、怯え、叫び声を上げたのです。私たちは自分の考えの及ばないこと、予期せぬことは受け入れ難く恐怖心が湧くことがあります。しかし、弟子たちは主イエスの声を聞き安堵して、恐怖から喜びに変わりました。主イエスは「そちらに行かせてください」と願うペトロの積極的な信仰を、赦し受け入れてくださいました。

ペトロは舟から降りて水の上を歩いている。僅かかも知れないが、歩いている。しかし、現実の世界に気づいた途端、沈みかけています。主イエスに向かって集

中して歩いていたペトロが、主イエスから目を離れた瞬間に、怖れに支配されてしまったのです。これが、私たちの真実の姿なのです。信仰があるのに疑い、主イエスと共に歩みたいのに失敗する。歩けてもすぐ沈んでしまう。

しかし、沈み始めたペトロは、「主よ、助けてください」と叫び、主イエスの御手により、助けられました。

主イエスに近づきたいと自分から求めでも、自分で裏切ってしまうのです。それでも信仰が与えられているのは、主イエスの助けがあるからです。主の御手が、捕まえてくださったからです。

「信仰の薄い者よ、なぜ疑ったのか」と尋ねられ、何と答えられるだろうか・・・恐れと疑いは自分がどれほど無力な存在か教えてくれます。だから、私たちに主イエスが必要なのです。

「主よ、助けてください」

この祈りは社会福祉法人「ベテスダ奉仕女母の家」でも祈られています。

かにた婦人の村の建替え事業について

の祈りは、いつ祈っても神の助けを求める祈りになってしまいます。それほどこの建替え事業は、法人にとっても大きな事業になるのです。

祈りつつ計画を立てて参りましたが、ようやく昨年、皆様のご協力により工事を始めることができました。心から感謝いたします。工事は現在も進められていますが、決して安定している訳ではありません。資材の高騰など心配は尽きません。この事業の予算も、大きな金額になりました。返済に時間もかかります。

不安がないと言ったら、嘘になります。しかし、神様はこの計画を取り去ることをなさらず、私たちにお任せくださいました。責任が、重くのしかかります。水の上のペトロの気持ち、分かる気がします。信じているのに不安になるのです。そして、溺れながら叫んでいます。「主よ、助けてください」と

かにた婦人の村では、村人たちが施設の完成を心待ちにしています。同時に、新しい根拠法「女性支援法」に基づいて

考えられた施設が誕生するのです。

新しい法律の下での様に用いられ、どのような女性の自立に寄り添えるのか。支援の充実を計りながら、待っています。全ては、主の御心の通りになります様に。

どうかこれからも、続けてお支えいただけます様に、お願いいたします。

新しい法律でスタート

主は祈りにお応えくださいました。

婦人保護の根拠法が「女性支援法」に変わりました。女性への差別、偏見や蔑視を助長する「売春防止法」から「女性支援法」と呼称が変わるだけでも、女性の人権が守られると感じています。積極的に女性たちの自立を支援する体制ができることを、期待しています。

いよいよ、この4月より実施されます。苦しむ女性たちに支援が届きますように、どうぞ、お祈りをお願い致します。

(法人理事)

2024年4月1日

新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定へ

全婦連会長・いずみ寮施設長

横田 千代子

はじめに

いよいよ2024年4月1日より、新しい法律「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。

66年の間「売春防止法」の中の婦人保護事業に規定されてきた「婦人保護施設」という名称が消えるのです。「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」と名称変更されます。歴史の大きな転換期を迎えたといえるでしょう。

私がいずみ寮に就職した1984年（昭和59年）は売春防止法制定後28年の時を経ていました。当時は定員40名の中、常時37〜38名の女性たちが生活をしていました。思い返せば当時の生活の中心に置かれていたのは「管理」でした。それが法令順守であったと思います。また

「管理」を「見守り」と言い換えれば、その当時の女性たちには、見守りによって安心と安全が保たれ、生活しやすかったともいえるかもしれません。特に知的な障害が重い女性たちには「安心」が何よりの支援であったように思います。

婦人保護事業実施要領とは？その1

その支援の実施規定は現在も継続されている売春防止法による「婦人保護事業実施要領」（昭和38年3月19日、厚生事務次官通知）です。実施要領は、平成16年までに数回、一部改正がなされていますが、現在まで引き継がれています。

「婦人保護施設」は婦人保護事業における3機関、婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設の中の位置づけとして規定されています。2024年3月末まで「売春防止法」に規定されている「婦人保護事業」とはどのようなものであったか、残り1か月で消えてゆく実施要領、その内容がどれほど差別的であったか、女性への人権への配慮に欠けたものであったか、この時だからこそ、その目的文を紹

介したいと思います。

第一 婦人保護事業の目的

「婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子¹についてその転落防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者からの暴力の被害者である女性（以下「暴力被害女性」という）の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び暴力被害女性（以下「要保護女子等」という）の早期発見に努め、必要な相談、調査判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものであること。」とされています。

この文言からして女性への差別は明らかです。そもそも売春問題を社会の問題としての捉えるのではなく、女性個人の問題として捉えているのです。

その第3条3項に婦人保護施設の位置づけが記されています。「都道府県は、婦人保護施設が要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護のため必要不可欠

であることにかんがみ、都道府県の区域内に一以上設置するよう努めること」(任意設置)とされています。任意設置であるために現在も7県の未設置県(青森・奈良・富山・鳥取・島根・高知・熊本)休止県(岡山)には婦人保護施設がありません。女性問題が社会的問題と認識されなかったためではないでしょうか。

そのため、4月に新法が制定されても、全国に存在するであろう「困難な問題を抱えた女性たち」が支援を受ける場所がないことに繋がってしまうのです。私たちは未設置県・休止県に義務設置として中長期に女性を支援する施設を備えてほしいと要望しています。女性たちが全国各地にいても、等しい支援につながれることを切に願っています。

婦人保護事業実施要領とは?その2

また、このことも是非、知っていただきたいここに紹介させていただきます。

実施要領6項の(4)「被服に困窮している要保護女子に対しては、婦人相談所の例により被服などを支給すること」。

婦人相談所の『例』とはどのようなものでしたでしょうか。最も知ってほしい被服の支給に關しての箇所は、

○支給基準 ・ 最小限度必要数を支給するものとする。

○取扱要領 ・ 被服の支給は、要保護女子などからの申請に基づき、必要の有無及びその数量について調査をした上で行うこと。・ 被服などの支給は原則として現物給付の方法によること。

被服だけではなく、生活必要物品はすべて現物支給。金銭でのやり取りも選択肢もありませんでした。生活すべてが管理下に置かれていました。自分の持っている衣服を見せなければ、新たな衣服が支給されなかったのです。思い返すたびに切ない気持ちになります。

刑法の色濃かった入所の書類「送致書」

行政措置も同じです。ある方のその書類には「街」と言う字が丸で囲まれて記入されていました。それは「街娼婦」と言う意味です。売春で生きるしかなかった多くの女性たちは、書類上では犯罪者

扱いでした。売春防止法が「特別刑法」であつたことに要因があつたのです。

私たちは共に暮らす中で女性たちが抱える生活背景に売春、差別、貧困、暴力など「生きづらさを抱える困難な問題」があることに気づかされました。根底にあるのは女性たちへの人権侵害そのものでした。支援者として気持ちが揺さぶられました。

売春防止法改正への一歩を踏み出して

「売春防止法」ではない、女性への人権侵害からの回復支援が守られる法律でなければならぬ。思いが高まり、現場から現行法改正への動きが始まりました。「婦人保護事業実施要領」は、ひとつの起爆剤であつたように思います。

2008年「売春防止法見直し検討会」が全国婦人保護施設等連絡協議会(以下全婦連という)に設置されました。宮本節子先生(元社会事業大学付属日本社会事業学校講師)を中心に東京の5施設長、東京近県婦人保護施設長によって売春防止法改正の一步が始まりました。

改正に至る道のりは意識改革を含めて困難なものでしたが、2015年7月に全婦連では新たに「売春防止法改正実現プロジェクトチーム（PT）」を立ち上げました。東京5施設長は勿論の事、お茶の水女子大学名誉教授・戒能民江先生はじめ学識者の方々、女性相談所所長、婦人相談員、時には厚生労働省課長なども参加下さり、毎月1回18時から20時まで、婦人保護施設「慈愛寮」の会議室で議論を重ねました。と同時に議員へのロビー活動、全国へのキャラバンなど、大きなうねりに繋げて皆で頑張りました。

新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定される！

活動の最後はもっと強力な動きにと「女性支援法を促進する会」（戒能民江先生・堀千鶴子先生・村木太郎先生・横田千代子）を立ち上げ、超党派の議員へのロビー活動に邁進しました。

2022年4月参議院本会議を通過、同5月19日衆議院本会議にて全員一致にて、新法「困難な問題を抱える女性への

支援に関する法律」が制定されました。その瞬間、「売春防止法」から脱却し、同時に「婦人保護事業実施要領」からも解き放たれることになったのです。66年間の「管理」から解放されることになったのです。歴史が動きました。

2024年1月19日、この活動の原点であった「売春防止法改正実現PT」の解散式を救世軍の本営で行いました。4年ぶりの対面での解散式になり、法律制定の喜びもふくめ、感動的な交わりの時間でした。この時には戒能先生が「朝日賞」を受賞することがわかっておりましたので、PTの皆さんでお祝いをし、戒能先生に花束を贈呈いたしました。

1月26日には「女性支援新法全国フォーラム」が、三田共用会議所にて開かれました。会場参加者約90名、ウェブにての参加900名強と盛会でした。

この時に戒能先生から新法に添った「三田宣言」が出され、全員一致で採択されました。（「三田宣言」については次号でお知らせいたします。）

また同日に帝国ホテルで、戒能先生の

「朝日賞」の授賞式が行われ、私たちPTのメンバーもお祝いのパーティーに参加致しました。

新法制定への戒能先生のお働きはなくてはならないものでした。その先生が受賞されたことは全婦連としても喜ばしいことであり、誇りでもあります。

新法を生きた法律に！

議員立法で成立した女性自立支援事業の根拠法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行は目の前に迫っています。多くの女性たちが望んでいた法律、多くの議員の協力によって制定された法律、何より当事者のための当事者が生かされる法律、この大切な法律を生かしていくために、私たち支援者の力が試されます。

「当事者を真ん中に」このスローガンを身に叩き込んで、実のある真の法律にしてゆきたいと願っています。「売春防止法」からの脱却に大きく意識転換を図ってゆきたいものです。

施設だより

かにた給食

畠山 沙絵子

設給食として出来る事を、ご本人と私とでお互いの言葉で伝え合い、整理する事で給食を「味わい」へと繋げていけるような形を探します。

かにた婦人の村で栄養士採用を受けて10年と少しの月日が流れ、女性自立支援施設での食事提供の意義と、日々向き合う生活をさせていただけることに深く感謝しています。濃密な距離感を持つ、様々な利用者さんとの関わりの中で学べる事は、私にとって何にも代えがたい貴重な経験です。若年層の利用者さんと接する機会も増え、当たり前や共通認識ってなんだろうと考える様になりました。

彼らの最初の苦情が食事に関する事である場合は珍しくありません。その為、その中に見え隠れする真意を垣間見られるチャンスをいただけるのです。出された食事に対しての怒りから始まり、自分の食べ物の好き嫌いについて、困っている事について、生活や仕事での嬉しかった事、嫌だった事、生い立ち。長い時間をかけて、その方がして欲しい事と、施

三十代で大病を抱え腹水を抑える指導を医師から受けた利用者さんとの出会いがありました。肝不全用経口栄養剤を一定量使用しながら摂取カロリーと水分制限の厳守が続く方と、通院の際、同行させて頂く機会をいただきました。

隣に座った車内では、輝かしかつた頃の暮らしぶりやスキューバダイビングの楽しさを話され、お金を稼ぐのにお酒を飲んで売り上げ出さなくちゃいけなくなつて身体を壊しちゃつたと、最後は少し寂し気な表情を浮かべて話をしてくれました。日に日に、悪化していく病状のなかで厳しく制限される食事や水分。彼女が苦痛な体験を強いられてきた経験があるのであれば、健康に向かうはずの食事の制限は、愛情そのものと言える食事を減らされると捉えられるのではないかと胸が締め付けられました。

二十代前半で糖尿病を患う利用者さんとの出会いもありました。入所当時、暗い表情を浮かべて歩く彼女とすれ違うことが多かったことを覚えています。職員会議で聞く彼女への様々な支援内容は、

歩みを進めては、立ち止まる事を幾度となく繰り返す為、あまりにも時間を要する根気のいる内容で、支援員さん達の寄り添いに感謝を抱き始めていた頃でした。「ねえ、畠山さん、体重減らして血糖値下げたい。」まず、糖尿病ハンドブックを採す事から始めました。今までの食生活の身近にある、コンビニ食品や、外食メニュー、居酒屋メニューが記載された本を購入する事にしました。毎週水曜日、本と一緒にしながら、摂取カロリーを減らす代替食品を決め、金額範囲も話し合い、自ら若者らしいユニークな発想のダイエツトメニューを考案し、要望を伝えるという方法で糖尿病に向き合う姿を見せてくれました。自分の希望を叶えながら生活を送っていきける人なんだと確信させてもらえた大切な関わりとなりました。

令和元年大型台風が館山を襲いました。かにたの居住棟の屋根を吹き飛ばし、食堂のガラスを割り、停電の続く中、暗闇の中での調理から始まりました。皆様の暖かいご支援の輪で、食料が届けられ、三食欠かすことなく利用者さまに食事を提供出来た事は感謝の気持ちでいっぱいでした。

実は、その2年前にも「超大型台風」がかにたを直撃しました。毎日、毎日割られる厨房や食堂のガラス。砂利を投げ込まれ、コップを投げつけられ、作った食事を食器ごと捨てる。「要らないんだよ。食べたくないんだよ。」涙と怒号が入り混じる、凄まじい怒りと暴力。その歯止めを、職員みんなで探しあぐねる日々を重ねていました。1分に一度と言っても過言ではない程、「もう、嫌なんだけど」の訴え。本人さえも逃げられない閉塞状態、その中で、手探りで掴めてきた事は、彼女は、真面目で正義感の強い人だという事。しかし、湧き上がる憂鬱の取り扱いに苦戦されているのではな

いから。もう、絶対出さないでね」ここで「大丈夫？体調悪いの？」と、質問してしまいました。でも、そうじゃない。本当に必要な言葉は「いいよ。」なんだ。やっとこの一言が言えました。

理由なく給食提供を止めてはいけない、朝食は健康の基本ですと伝える職業上の義務感が自然と働き、優しい言葉で誘導へとすり替える。そういうことを彼女は嫌う。「だってさ、朝、起きられない。朝ごはんの時間に間に合わないから迷惑かけて文句言われる。だから嫌なんだよ。」

朝食は、テーブルに置かない。皆で食卓を囲む時間ではなく、朝食廃棄時間までに自由に食堂を利用するように決めました。私が、自分の概念を捨て、彼女の意思決定を尊重できた時、ほんの少し彼女の憂鬱に寄り添うことができるのではないかと思えたことは大きな学びであり、女性自立支援施設での食事提供の担い手として大切なことに気付けた瞬間でした。

施設長、支援職員さん達の並々ならない支援があり、感謝と謝罪の言葉をしっかりと述べ、次のステージへの取り組み

を施設長と進め、退所されました。

私の中にどこか染み付いた、ひとくくりの概念を取り外してそのままを受け入れられたことで、施設給食であったとしても一人一人が自分で感じるものの出来るものを提供していけるのではないかという希望を持つことができました。

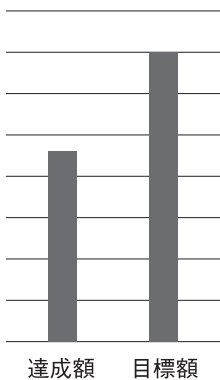
また、「味わい」とは、単に味や見た目が良いというわけではなく、料理から伝わる温かさや、素材から伝わる体への気遣い、自由を感じる選択肢の提案など、痛みや生きづらさを抱えながら女性自立支援施設に來られた利用者さんにとって、食事は愛情そのものなんだと感じられる食事作りに励んでいきたいと思っています。ゆつくりと、時間をかけて痛みを癒し、開かれた社会の中で自らを発信し、誰かを受け入れる素晴らしさを感じながら暮らして行けることを願って、食事支援の一つとして皆様に寄り添っていく存在でありたいです。

（かにた婦人の村 栄養士）

かにた婦人の村施設建替え第2期寄付中間報告

施設長 五十風逸美

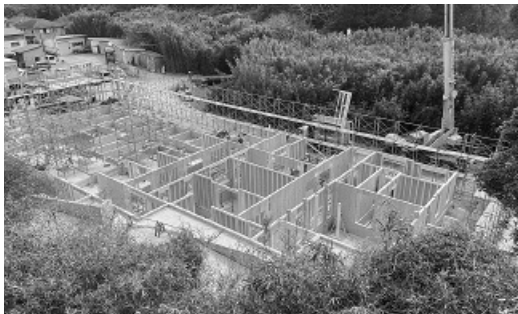
達成額 目標額
45,817,986円 70,000,000円



皆様のご支援心より感謝申し上げます。
お蔭様で目標額7,000万円の65%に達しました。
もう一押しで目標に達します。

皆さまと一緒に進めている施設建替え工事の
完成を目指し、ご支援の輪の広がりを心より願っ
ております。

第2期建替え資金寄付達成状況		達成率65%
かにた婦人の村へ	2023年4月～7月分	5,921,000円
かにた婦人の村へ	2023年8月～2024年1月分	33,055,175円
法人本部へ	2023年4月～2024年2月分	6,841,811円
合 計		45,817,986円



2024年3月1日

工事進捗状況

基礎工事、床下配管工事、
浄化槽設置工事が終了。

3月から1階の壁の建込工
事が始まり、4月中旬棟上
げ、中間検査。その後、内
装・付帯・外装工事を実施
し、11月末の竣工予定です。

理事会報告

於法人本部（テレビ会議と併用）

【報告】

★第252回理事会 23年10月28日

於法人本部（テレビ会議と併用）

【報告】

第1号 業務執行理事報告

第2号 評議員選任・解任委員会委員交代の件

第3号 厚生労働省への要望書の件

第4号 その他・かにた婦人の村建替え資金

金寄附のお願い第2期 訂正並びに改訂版の件

【審議】

第1号 評議員選任・解任委員会委員選任の件

第2号 2023年度第一次補正予算の件

第3号 第四回評議員選任・解任委員会開催の件

第4号 その他

(一) 第253回から第255回理事会開催

(二) 第19回定時評議員会開催日程の件

理事・監事全員の賛成で原案通り議決。

★第253回理事会

24年2月10日

編集後記

主のたいなる御名を讃美いたします。

かにた婦人の村施設建替え資金（第二期）並びにクリスマス賛助金等のご寄附を多くの方々からお送り頂きより感謝申し上げます。

皆様のお祈りのこもったお支えに力づけられ法人・各施設の運営が前進していることを痛感しております。（大沼）

2024年3月15日発行（年3回）

発行人 大沼昭彦

編集人 村田英彦

印刷所 株印刷センター

発行所

〒178-0061

東京都練馬区大泉学園町7-17-30

社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の家

電話 03-3924-2238

<https://www.bethesda-dmh.org/>

振替口座 001900-2-138164